

大東監第99号
平成28年7月21日

請 求 人 様

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 水 落 康 一 郎

住民監査請求書の補正について（通知）

標記について、平成28年7月6日にあなたから住民監査請求書の提出がありましたが、現在の内容のままでは監査を開始することができません。

つきましては平成28年8月1日までに下記事項について、補正文書を提出して頂きますよう通知いたします。

記

1 違法性、不当性の指摘

請求書に「ズサンな覚書」との記載があり、本請求の趣旨が違法または不当な覚書（契約）の是正を求めているものであると推察いたします。ついては覚書のどのようなところが違法または不当なのか、違法または不当とされる理由をお書き下さい。

2 市の損害の明確化

請求書では市に生じている財産上の損害が明らかにされていません。住民監査請求の制度が、市の違法または不当な財務会計上の行為を是正し、市が蒙った損害の補てんや損害発生未然防止を目的としていることから、市に生じている又は生じるおそれのある財産上の損害についてお書き下さい。

尚、あなたがこの補正に要した日数は、法定の監査期間である60日から除かれますのでご了承下さい。

【補正文書の提出先】

〒574-8555 大東市谷川1-1-1

大東市監査委員事務局（西別館4階）

（担当） 担当者名

電話 072-870-0765 直通